

松浦市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成31年1月4日

松浦市監査委員 守山 秀利
松浦市監査委員 神田 稔

監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 総務課

3 監査の期間 平成30年12月1日から19日間

4 監査の範囲及び方法

平成30年度（平成30年10月末まで）の財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係帳簿及び書類等を調査し、必要に応じて担当職員からの説明聴取や現地調査を行うなどの方法により監査を実施した。

【着眼点】

- (1) 収入事務が適正に行われているか。
- (2) 旅費に関する諸帳簿が整備されているか、違法な支出がないか。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 備付諸帳簿がきちんと整備されているか。

5 監査の結果

今回の監査の結果、事務処理について次のとおり不備が見受けられたので十分注意の上、適正に処理されるよう要望する。

(1) 文書件名簿について

- ・ 收受、発送月日の記載のないもの、前後して登載されているものがあった。
- ・ 出所又はあて名の記載がないものがあった。
- ・ 文書件名簿の処理欄に記載のないものが多数あった。

(2) 時間外等勤務命令簿（控）について

- ・ 休憩時間の記載のないものがあった。

(3) 出張旅費について

出張命令書

- ・ 出発・帰着時間の確認印を補佐が押印しているのに『代決』の記載がなかった。
- ・ 請求書欄の誤りを請求者以外の訂正印を用いて訂正しているものがあった。
- ・ 用務欄に用務名以外（日付等）の記載があるものがあった。
- ・ 出張期間が誤っているものがあった。

出張復命書

- ・ 訂正印の押印のないものがあった。
- ・ 出張復命書の様式号数が誤っているものがあった。

(4) 契約事務について

委託料、使用料及び賃借料

- ・ 起案文書に施行年月日を記載していないものが多数あった。
- ・ 実施伺において、乙決裁の起案文書を財政係に合議していないものがあった。
- ・ 一者随契の契約事務において、見積通知、見積書の処理に誤りがあった。
- ・ 見積結果一覧表において、見積金額、予定価格、決定金額、見積の顛末及び結果をパソコン入力しているものが多数あった。
- ・ 裏紙を使用して見積結果一覧表を作成したものがあったが、好ましくない。
- ・ 見積結果一覧表を作成していないものがあった。
- ・ 袋綴じされていない契約書に各頁の割印が無いものがあった。
- ・ 予定価格調書が作成されていないものがあった。
- ・ 変更契約締結伺の決裁区分が誤っているものがあった。

(5) 令達件名簿について

- ・ 日付が前後したものがあった。
- ・ 鉛筆書きしたものがあった。

(6) 指令簿について

- ・ 日付が前後したもの、鉛筆書きしたもの、番号の重複が多数あった。
- ・ 修正テープで修正したものがあった。
- ・ 訂正印の押印がないものがあった。
- ・ 担当者氏名欄に姓だけ記載されていた。氏名を記載されたい。
- ・ 大量に指令番号を取る際に別紙を付けて処理をしているものがあったが、いつでも差替えができる状態となるため、適正に処理されたい。
- ・ 処理欄の記載がないものが多数あった。

(7) 公印台帳について

- ・ 松浦市公印規則において、『松浦市副市長印』の保管者は副市長となっているが、公印台帳では総務課長となっている。適正に処理されたい。
- ・ 松浦市公印規則において、『松浦市課長印』の個数が13個となっているが、公印台帳には15個登録があった。適正に登録されたい。
- ・ 『松浦市立中央診療所用市長印』、『松浦市立中央診療所長印』、『松浦市立中央診療所印』、『松浦市立中央診療所事務長印』は、平成23年9月30日付で廃止されているが、公印台帳は廃止の処理がなされておらず、備品台帳上も使用中のままとなっている。現物の所在を確認し、適正に処理されたい。

- ・ 公印台帳において、『住民基本台帳カード等用市長印』が、『個人番号カード等用市長印』と見消修正されていた。同一の印鑑を使用するためと思われるが、各印の使用期間が不明となるため、『住民基本台帳カード等用市長印』としての適用期間を記入し、『個人番号カード等用市長印』は、新たに台帳を備えられたい。
- ・ 公印名の記載誤りを削って訂正しているものがあつた。
- ・ 印影欄に保管場所を鉛筆書きしているものが多数あつた。
- ・ 松浦市公印規則に記載されている寸法と公印台帳に記載されている寸法が異なる公印があつた。
- ・ 松浦市公印規則第10条第4項に基づき電子公印台帳を早急に整備されたい。

(8) 認可地縁団体に関する諸手続きについて

- ・ 認可地縁団体台帳の一部に他団体の名称が記載されたものがあつた。
- ・ 認可地縁団体台帳の原本と言えるものが無く、パソコンから出力されたものしか存在しない地区が殆どであつた。いつでも差替えができる状態であり、適正な台帳管理をされたい。
- ・ 起案文書の文件番号や施行年月日欄に記入がないものが多数存在した。
- ・ 証明書の交付に係る起案文書に施行年月日がなく、証明書控にも交付年月日が記載されていないものがあり、いつ処理が行われたか全く不明であつた。
- ・ 起案文書に添付した伺い時の文書が残されておらず、告示番号と告示日が印字された告示文のコピー（市長印押印の告示文原本の写し等）が残されていた。
- ・ 文書受付印の文件番号記入欄に告示番号を記入したものがあつた。
- ・ 印鑑登録原票への登録番号、登録年月日、代表者変更内容の記載漏れがあつた。松浦市認可地縁団体印鑑条例施行規則第2条第1項により処理されたい。
- ・ 印鑑登録申請書に申請者の住所の記載や記名押印がないもの、印鑑証明の添付がないものがあつた。
- ・ 印鑑登録申請書に受付印が押されていないものがあつた。
- ・ 印鑑登録原票に供覧印を押したものがあつた。
- ・ 印鑑登録原票を修正テープで修正していた。
- ・ 新しい印鑑の登録申請により印鑑登録原票を新規作成したにもかかわらず。旧印鑑登録原票の修正事項を引続き記載したものがあつた。
- ・ 印鑑登録原票の修正方法が統一されていなかった。

6. 改善措置の状況通知について

本公表の指摘事項について、その改善措置の状況及び結果を平成31年1月21日(月)までに文書により報告されたい。